

淡路市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、淡路市広告掲載要綱（平成19年告示第5号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、淡路市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 淡路市が管理するホームページをいう。
- (2) ウェブページ ウェブブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声、動画等から構成されるインターネット上で公開される情報をいう。
- (3) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告を掲載する者が指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン、リンク先のウェブページ内容等の範囲は、要綱第4条及び淡路市広告掲載基準（平成19年市長決裁）の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、デザイン等の広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦72ピクセル、横180ピクセル
- (2) 画像形式 G I F（アニメーションの利用は、不可能とする。）又は J P E G
- (3) データ容量 5 K B（キロバイト）以下

2 前項と異なる規格については、市長が別に定めることとする。

(広告の掲載ページ、位置、順位及び掲載枠)

第6条 広告を掲載するページ、位置、順序及び掲載枠は、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月を単位とし、市長が別に定める期間とする。この場合において、当該期間は、12月を超えることができない。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ等の広報媒体を活用して公募する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募に当たっては、広告の掲載枠、掲載期間、広告の掲載料（以下「掲載料」という。）、公募期限等の必要事項を明示する。

3 第1項の規定による募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののほか、広告の掲載枠を新たに設けたとき、又は広告の掲載枠に空きが生じることが明らかなきに行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、淡路市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿又はその形状が分かるもの及びその内容を説明したもの
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類
(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定について、掲載期間を限定して行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等を淡路市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は淡路市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知するものとする。

4 市長は、広告掲載を適当と認めた掲載希望者が第6条に規定する掲載枠を超えるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

(2) 公益社団法人又は公益財団法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)

(5) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有しないものの広告(第3号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもの以外の広告

5 前項の規定による順位の広告が複数ある場合は、希望する掲載期間が長い掲載希望者を優先し、広告掲載の可否を決定するものとする。

6 前2項の規定によつても、なお同順位の掲載希望者の数が第6条に規定する掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料)

第11条 掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、掲載期間が12月間継続して広告掲載する場合は、1枠当たり年額100,000円とする。

2 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲載料を前納しなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告の原稿(電子媒体を含む。以下同じ。)を、市長が適当と認める方法により、その指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、広告のデザイン、リンク先のウェブページ内容等の範囲その他広告に掲載するすべての事項(以下「広告の内容等」という。)が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求めるとともに、広告掲載を停止することができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 第11条第2項に規定する期日までに、掲載料の納付がないとき。

(2) 第12条第1項に規定する期日までに、広告の原稿の提出がないとき。

(3) 前条に規定する広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。

- (4) 広告のリンク先が変更されたとき、又は閉鎖されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適切でないと認めるとき。
(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 広告主の責めに帰さない理由により市長が広告掲載を取り消し、又は広告主が広告掲載を取り下げたとき。
- (2) 掲載期間内に、1日を超えて市の都合で、市ホームページを閉鎖し、又は広告掲載できなかつたとき。ただし、市ホームページのメンテナンスに係る閉鎖については、この限りでない。
- 2 前項の規定により還付する掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前2項の規定により還付する掲載料には、利息を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等について知的所有権その他の権利処理を完了しなければならない。
- 3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して淡路市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差し入れその他の行為をその形態のいかんを問わず、行ってはならない。

(損害賠償)

第18条 市は、次に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 第13条の規定により広告掲載を停止した場合
- (2) 第14条の規定により広告掲載を取り消した場合
- (その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、淡路市広告掲載要綱の規定を適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日告示第165号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日告示第46号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。